第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

大阪府のベイエリアはEコマースの普及に伴う物流ニーズや府内での工場の建替などに伴う産業用地の需要が高まっており、低未利用地等の利活用や新たな土地の造成などにより、新規に産業・物流用地を創出することで、産業競争力の強化を図ることが求められている。

本事業の実施を想定している場所は阪神高速道路湾岸線のインターチェンジや大阪臨海線に隣接し、関西国際空港へは約15分、大阪市内にも約30分の場所で、交通アクセスに優れ、企業立地の観点において高いポテンシャルを有していることから、「大阪のまちづくりグランドデザイン」により、経済成長を促す産業拠点・集積エリアとして位置づけられている。また、岸和田市の都市計画マスタープランにおいて、広域連携軸や市街地との近接性を活かし、貯木場の遊休水面を活用した新規土地造成により、工業・流通機能の集積に加えて、先端産業・新産業の創出を目指すとされ、また忠岡町の都市計画マスタープランにおいても、貯木場の利活用や産業基盤を活かした新たな企業誘致等を進め、産業拠点としての価値向上を目指すとされるなど、地元の岸和田市及び忠岡町より、土地造成により産業・物流用地を創出し、地域振興につなげることが期待されている。

これらの状況を踏まえ、新たな産業・物流用地を創出するため公有水面の埋立てを行うものである。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

公有水面の埋立て

2.2.2 対象事業実施想定区域の位置

阪南港 港湾区域内

2.2.3 対象事業の規模

埋立区域の面積 約50ha (第一種事業に該当)

※埋立ての面積等は、詳細検討を行った後に決定する。

2.2.4 複数案の設定

(1) 複数案の検討方針

本事業における事業計画の複数案については、以下の方針に基づき検討した。

- ・実行可能であり、かつ対象事業の目的が達成されるもの。
- ・環境の保全の観点から環境影響の程度及び環境配慮の内容について比較検討ができる もの。

(2) 複数案の設定

本事業では複数案の検討として事業の実施場所等が異なる複数案を表 2.2-1 及び図 2.2-1 のとおり設定した。

項目 A 案 C案 B 案 場所 大津川河口周辺で 現有の貯木場を活用し、 現有の木材整理場を活用し 埋立てを実施 埋立てを実施 埋立てを実施 埋立て面積 約 50ha 約 50ha 約 50ha 埋立地地盤高さ 0. P. +5. 5m0. P. +5. 5m0. P. +5. 5m現状の護岸 周囲が既設護岸 北側、東側が既設護岸 南東側が既設 ・交通アクセスの利便性を考え阪神高速道路湾岸線の岸和田北インターチェンジ 選定条件 周辺であること。 ・阪南港の航路に被らないこと。

表 2.2-1 複数案の内容

注:1. 埋立地地盤高さは現時点での想定であり、今後詳細検討を行った後に決定する。

・陸域と接している場所であること。

・阪南港内の本船の回頭水域に被らないこと。

2.「0. P.」は、大阪湾最低潮位を示す。

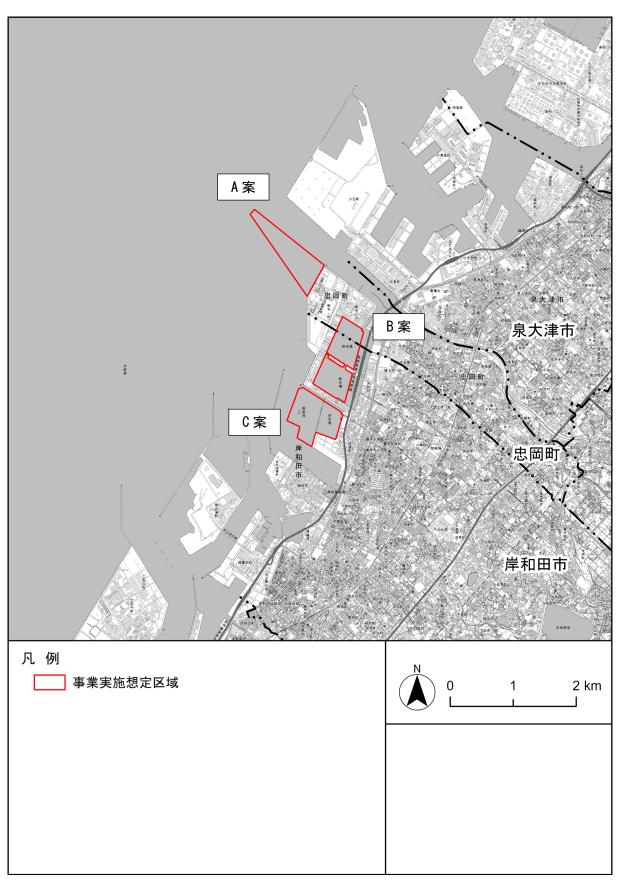


図 2.2-1 (1) 事業実施想定区域の位置

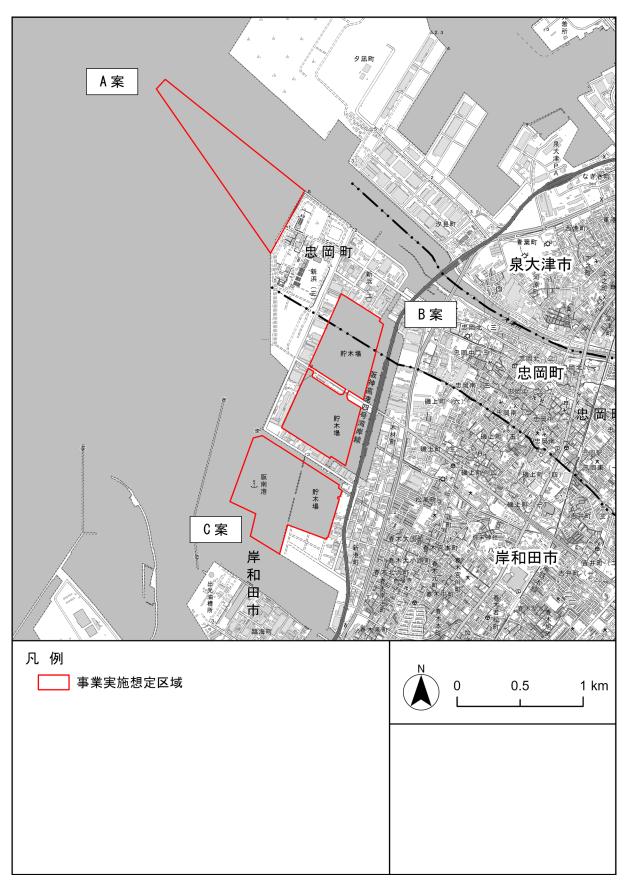


図 2.2-1(2) 事業実施想定区域の位置(拡大)